

お客様各位

愛媛日商プロパン株式会社

## 電気需給約款等の変更について

愛媛日商プロパン株式会社の電気需給約款及び電気料金メニュー約款（以下あわせて「約款等」といいます。）を2018年6月25日付で変更致しますので、ご案内申し上げます。  
変更内容の詳細につきましては、別紙をご参照ください。

### 1. 変更の対象となる約款等

電気需給約款  
電気料金メニュー約款  
電気料金メニュー約款・低圧動力

### 2. 変更の概要

- ・日割計算式を変更いたします。
- ・無契約状態で当社に電気の契約をお申込みされたお客さまの電気の契約日（供給開始日）に関する内容を追加いたします。
- ・契約終了日に関する内容を追加いたします。
- ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の改正に基づき、引用条文等を変更いたします。
- ・その他誤記訂正等の軽微な変更を行います。
- ・電気料金単価に変更はありません。

別紙の変更内容にご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。

### 3. 変更の効力発生日

2018年6月25日（月）

### 4. 変更後の約款等の掲載先

URL：<http://www.ehime-nissho.co.jp/service/electric>

### 5. 本件に関するお問い合わせ先

愛媛日商プロパン株式会社

電話番号：089-984-1296

（月曜日～金曜日、祝祭日、当社の指定する休日を除く 9:00～18:00）

メール：[info@ehime-nissho.co.jp](mailto:info@ehime-nissho.co.jp)

以上

## 【 電気需給約款の変更内容 】

	現行 (新設)	変更後
第6条 本契約の申込み		4. <u>無契約状態で電気を使用しているお客さまから当社に対し本契約の申込みがあった場合、当社は、無契約期間について電気を供給することが義務付けられている小売電気事業者から電気の供給（ただし、経過措置期間経過後は一般送配電事業者による最終保障供給）を受けたとするか、当該無契約状態による電気の使用が開始した日から遡って当社と契約していたとするかのいずれかをお客さまに選択していただくことにより、かかる本契約の申込みを受け付けるものとします。お客さまがいずれかを選択していただけない場合、お客さまからの本契約の申込みについて、当社は受け付けません。</u>
第9条 供給の開始	1. 当社は、第7条（本契約の成立）に定める承諾をしようとするときは、お客さまおよび一般送配電事業者と協議のうえ需給開始日を定め、需給開始日から、本契約にもとづく電気の供給を開始します。	1. 当社は、第7条（本契約の成立）に定める承諾をしようとするときは、お客さまおよび一般送配電事業者と協議のうえ需給開始日を定め、需給開始日から、本契約にもとづく電気の供給を開始します。 <u>なお、当社は、第6条（本契約の申込み）第4項に基づきお客さまが無契約状態による電気の使用が開始した日より当社と契約していたことを選択された場合、当該無契約状態による電気の使用が開始した日を需給開始日とすることとします。</u>
第12条 使用電力量の計量および検針	3. (1) 検針は、当社がお客さまに対しあらかじめお知らせした日（一般送配電事業者の供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日（以下「検針の基準となる日」といいます。）および休日等を考慮して定められます。）において各月ごとに一般送配電事業者により行われ、お客さまが不在等のため一般送配電事業者が検針できなかった場合は、別の日に検針が行われます。 (2) 一般送配電事業者は、やむをえない事情がある場合には、前号にかかわらず、一般送配電事業者がお客さまにあらかじめお知らせした日以外の日に検針を行うことがあります。なお、この場合であっても、一般送配電事業者がお客さまにあらかじめお知らせした日に検針を行ったものとみなされます。 (3) 一般送配電事業者は、お客さまへの電気の供給開始日から、その直後の供給地点の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合、第(1)号にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。この場合、供給開始日の直後の、 <u>供給地点の属する検針区域において検針を行うとされている日に検針を行ったものとみなされます。</u> (4) 一般送配電事業者は、前号に掲げる場合を除くほか、非常変災等特別の事情がある場合、第(1)号にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。この場合でも、検針を行わない月については、一般送配電事業者がお客さまにあらかじめお知らせした日に検針を行ったものとみなされます。	3. (1) 検針は、 <u>原則として</u> 一般送配電事業者があらかじめ <u>定めた日</u> において各月ごとに一般送配電事業者により行われ、お客さまが不在等のため一般送配電事業者が検針できなかった場合は、別の日に検針が行われます。 (2) 一般送配電事業者は、やむをえない事情がある場合には、前号にかかわらず、一般送配電事業者があらかじめ <u>定めた日</u> 以外の日に検針を行うことがあります。なお、この場合であっても、一般送配電事業者があらかじめ <u>定めた日</u> に検針を行ったものとみなされます。 (3) 一般送配電事業者は、お客さまへの電気の供給開始日から、 <u>あらかじめ定めた</u> 検針日までの期間が短い場合、第(1)号にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。この場合、供給開始日の直後の、 <u>あらかじめ定めた日</u> に検針を行ったものとみなす場合があります。 (4) 一般送配電事業者は、前号に掲げる場合を除くほか、非常変災等特別の事情がある場合、第(1)号にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。この場合でも、検針を行わない月については、一般送配電事業者があらかじめ <u>定めた日</u> に検針を行ったものとみなされます。
第13条 料金の算定および算定期間	1. 料金は、以下の場合を除き、「1月」を単位として算定し、「1月」とは、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）とします。	1. 料金は、以下の場合を除き、「1月」を単位として算定し、「1月」とは、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）とします。 <u>ただし、前条（使用電力量の計量および検針）第3項第(3)号</u>

	<p>(3) 検針期間の日数が、前月の検針日が属する月の暦日数（以下「基準日数」といいます。）よりも6日以上多かった場合、または6日以上少なかった場合。</p> <p>(4) (新設)</p> <p>2. (1) 及び (2) (変更なし)</p> <p>(3) (新設)</p>	<p><u>の場合であって、同号にもとづき一般送配電事業者があらかじめ定めた日に検針を行ったものとみなさなかつた場合の料金の算定期間は、供給開始日からその直後に実際に検針が行われた日の前日までの期間といたします。</u></p> <p>(3) 検針期間の日数が、前月の検針日が属する月の暦日数よりも6日以上多かった場合、または6日以上少なかった場合。</p> <p><u>(4) その他当社が「1月」とすることが適切ではないと判断した場合</u></p> <p>2. (1) 及び (2) (変更なし)</p> <p><u>(3) その他当社が「1月」とすることが適切ではないと判断した場合</u></p>
<p>第25条 契約期間</p>	<p>1. (1) 契約期間は、需給開始日から1年目の日までとします。ただし、お客さまと当社が電気料金メニュー約款で定める内容に従い別途合意する場合は、別途合意する期間とします。</p>	<p>1. (1) 契約期間は、需給開始日から1年目の日までとします。ただし、お客さまと当社が電気料金メニュー約款で定める内容に従い別途合意する場合は、別途合意する期間とします。<u>また、お客さまが第26条第1項に定める解約通知をせずに、既に転居されている等、お客さまが明らかに電気の使用を中止したと認められるときは、お客さまが最後に電気を使用した日と当社が判断した後に、当社が本契約を終了させる措置を完了した日に本契約が終了するものとします。なお、お客さまが既に転居されている等、お客さまが明らかに電気の使用を中止したと一般送配電事業者が判断した場合は、一般送配電事業者が電気の供給を終了させるための措置を行った日に本契約が終了するものとします。</u></p>
<p>第26条 お客さまの申し出による解約</p>	<p>2. (1) 当社がお客さまの解約通知を解約希望日の翌日以降に受け取ったときは、当社が解約通知を受け取った日に本契約が終了するものとします。</p>	<p>2. (1) 当社がお客さまの解約通知を解約希望日<u>または退去等でお客さまが電気の使用を中止した日</u>の翌日以降に受け取ったときは、当社が解約通知を受け取った日に本契約が終了するものとします。</p>
<p>第27条 契約の解除および期限の利益の喪失</p>	<p>1. お客さまが、以下の各号のいずれかに該当するときは、当社はお客さまとの本契約を解除することができるものとし、当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきます。この場合、当社は、本契約を解除する15日前までに解除日を明示し、お客さまに対して①本契約を解除後、無契約となった場合には電気の供給が止まることおよび②お客さまが希望される場合には、電気を供給することが義務付けられている小売電気事業者から電気の供給を受けることができることを説明します。</p> <p>2. (変更なし)</p> <p>3. (新設)</p>	<p>1. お客さまが、以下の各号のいずれかに該当するときは、当社はお客さまとの本契約を解除することができるものとし、当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきます。この場合、当社は、本契約を解除する15日前までに解除日を明示し、お客さまに対して①本契約を解除後、無契約となった場合には電気の供給が止まることおよび②お客さまが希望される場合には、電気を供給することが義務付けられている小売電気事業者 <u>(ただし、経過措置期間経過後は一般送配電事業者)</u> から電気の供給を受けることができることを説明します。</p> <p>2. (変更なし)</p> <p><u>3. 前二項にもとづき当社が解除をする場合、当該解除をした日に本契約が終了するものとします。</u></p>

【 電気料金メニュー約款の変更内容 】

<p>第4条 契約種別</p>	<p>6. (4) 1月の基本料金は、標準メニュー【標準プランB】に定める電気料金から、以下に定める割引額を差し引いたものとします。なお、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、<u>割引後の基本料金の半額</u>といたします。</p>	<p>6. (4) 1月の基本料金は、標準メニュー【標準プランB】に定める電気料金から、以下に定める割引額を差し引いたものとします。なお、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、<u>半額</u>といたします。</p>
---------------------	---	--

<p>第5条 日割計算</p>	<p>(1) 当社は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)第1項(1)号、同(2)号または同(3)号の場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>(a)、(b)、(c)及び(d) 変更なし</p> <p>(2) 本約款第13条(料金の算定および算定期間)第1項(1)号の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および終了日を除きます。</p> <p>また、本約款第13条(料金の算定および算定期間)第1項(2)号の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。</p>	<p>(1) 当社は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)第1項(1)号、同(2)号、同(3)号もしくは同(4)号または第2項(1)号、同(2)号もしくは同(3)号の場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>(a)、(b)、(c)及び(d) 変更なし</p> <p>(2) 本約款第13条(料金の算定および算定期間)第1項(1)号または第2項(1)号の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および終了日を除きます。</p> <p>また、本約款第13条(料金の算定および算定期間)第1項(2)号または第2項(2)号の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。</p>
<p>別紙3 日割計算の 基本算式</p>	<p>1. 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 基本料金を日割りする場合 1月の該当料金×(日割り計算対象日数/検針期間の日数)</p> <p>(2) 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合 (a) 最低料金適用電力量=15キロワット時×(日割り計算対象日数/検針期間の日数) ※上記は中国電力管内の数値 四国電力管内は11キロワット時 (b) 各段階料金適用電力量=各段階の閾値×(日割り計算対象日数/検針期間の日数) 算定された各段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とします。</p> <p>(3)~(4) (変更なし)</p> <p>2. 電気の供給を開始し、または本契約が終了した場合の上記1.(1)および(2)にいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 電気の供給を開始した場合 供給開始日の直前のその供給地点の属する検針区域の検針日から、その供給開始直後の検針日の前日までの日数といたします。</p> <p>(2) 本契約が終了した場合 供給終了日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。</p> <p>(3) (新設)</p> <p>3. 電気の供給を開始し、または本契約が終了した場合の上記1.(1)および(2)にいう歴日数は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 電気の供給を開始した場合 供給地点の属する検針区域の検針の基準となる日(供給開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。)の属する月の日数といたします。</p> <p>(2) 本契約が終了した場合 供給地点の属する検針区域の検針の基準となる日(供給終了日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。)の属する月の日数といたします。</p>	<p>1. 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 基本料金を日割りする場合 1月の該当料金×(日割り計算対象日数/前月の検針日が属する月の暦日数)</p> <p>(2) 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合 (a) 最低料金適用電力量=15キロワット時×(日割り計算対象日数/前月の検針日が属する月の暦日数) ※上記は中国電力管内の数値 四国電力管内は11キロワット時 (b) 各段階料金適用電力量=各段階の閾値×(日割り計算対象日数/前月の検針日が属する月の暦日数) 算定された各段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とします。</p> <p>(3)~(4) (変更なし)</p> <p>2. 電気の供給を開始し、または本契約が終了した場合の上記1.(1)および(2)にいう前月の検針日が属する月の暦日数は、次のとおり読み替えるものといたします。</p> <p>(1) 電気の供給を開始した場合 供給開始日の属する月の暦日数といたします。</p> <p>(2) 本契約が終了した場合 本契約の終了(解約または解除を含みます。)日が属する月の暦日数といたします。</p> <p>(3) 一般送配電事業者があらかじめ定めた検針日と翌月の検針日との間に電気の供給を開始し、かつ本契約を終了した場合 供給開始日の属する月の暦日数といたします。</p> <p>3. 本約款第13条(料金の算定および算定期間)第1項(2)号または第2項(2)号に該当する場合の上記1.(1)および(2)にいう前月の検針日が属する月の暦日数は、「前月の検針日から今月の検針日の前日までの日数」と読み替えるものといたします。</p>

4. 1. から <u>2.</u> にいう検針 <u>期間</u> は、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合、計量 <u>期間</u> と読み替えて適用します。 <u>この場合、2. にいう検針日は計量日といたします。</u>	4. 1. から <u>3.</u> にいう検針 <u>日</u> は、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合、計量 <u>日</u> と読み替えて適用します。
---	--

なお、電気料金メニュー約款の変更に関しては、「料金メニュー約款（低圧動力）」も同様に上記の内容について変更いたします。  
ただし、条文番号は異なりますので、上記とともに変更後の電気料金メニュー約款(低圧動力)もあわせてご確認ください。

以上